

3. 出展料金（税込）と小間形態

1. 使用小間内レイアウトは、会場側の承諾が必要な為、事前に事務局に図面を提出して頂きます。
2. 会場は、すべての小間タイプにて直接の施工(アンカーボルト、鎮止め、添付、着色など)は行えません。また天井を有した施工も行えません。
3. 施工を行えるのは会場指定の展示装飾業者に限られます。詳細は主催者事務局までお問い合わせ下さい。
4. 会期中の空き箱保管は、自社小間内又は別途提供する保管スペース(有料)をご利用下さい。搬入経路等、小間外に置くことはできません。
5. 出展社が自社・取扱製品以外を出展の際は、当該展示会に出展する企業・法人の製品を活用してください。

(視聴・試聴体験ブース)

リスニング&ホームシアター(B・Aタイプ)

1. 会議室を使用、独立した部屋での試・視聴実演が出来ます。
2. お申込は1社1室までを基本としますが、2室のお申込までお受けします。ただし、申込状況により、1室とさせて頂く場合もあります。予めご了承下さい。
3. 1室を複数社で利用するは、代表社にて申込頂くとともに、代表社を通して各種手続/事務局との連絡調整を行って頂きます。
4. 1社/複数社使用共に希望部屋番号と1社使用/複数社使用の区分申込書に明記して下さい。
5. 内装は会場施設のままです。装飾・施工においては利用規程・法令遵守の上、原状復帰返却となります。
6. 床面は現状渡し(カーペット)ですので、傷・破損がない様にご使用下さい。
7. 法令や会場使用規定に反した施工・造作は出来ません。万一傷・破損あった場合の原状復帰は出展社の責任となります。
8. 使用電源は、部屋壁面・床面のコンセントより使用して下さい。
9. 非常時の管内放送音声確保の為、音楽再生機器は、カットリレー電源コンセントから配線をして下さい。
10. 設置物は2.4mの高さに留めて下さい。(試聴室内天井高2.7m)
11. 基礎電力以上の追加供給は、建物構造上制限がある場合もあります。(規定以上の供給と2次配線は出展社負担となります。)
12. 仕様・環境・施設や設備について個室差がある場合があります。
13. 椅子・テーブル等の備品は、リース扱いで有料となります。
14. 小間内で販売行為を行う場合は、出展料金に一律「20,000円」が加算されます。
なお販売希望社は申込書必要欄に明記・事前申請が必要です。

会議室:共同使用出展(Bタイプ) 5小間

- 出展エリア: ガラス棟 5F / G510
- ※1部屋5社共同使用で、音出しデモ輪番制出展小間となります。

5F: G510(12~15㎡/1社)	
法人会員	270,000
法人会員外	297,000

■試聴デモ

- ・1社デモ時間単位は「10~15分」を予定しています
- ・2日間で、10~15回/1社となりますが、順番や1日あたり回数は、後日ご案内します。

- 料金に含まれるもの (以下は1社あたり)
- ・背面パネル3枚・社名パネル・テーブル/椅子各1
- ・基礎電力 1.0kw(2P×1)

会議室出展(Aタイプ) 26室

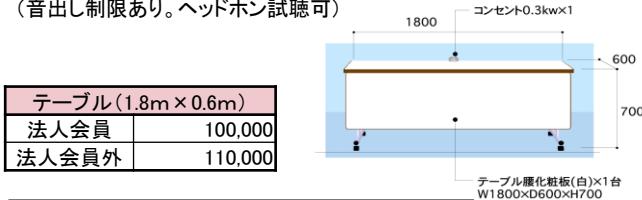
- 出展エリア: ガラス棟 6階 / G601~G610
- 5階 / G501~G510(除くG510)
- 4階 / G401~G410(除くG409)
- D棟 5階 / D502、D503、ホールD5
- 4階 / D401

ガラス棟/D棟 出展料金(金額単位:円) 税込み					
	フロア	部屋	㎡	2018出展料 法人会員	2018出展料 法人会員以外
G棟	7F	G701(セミナー)	200	100,000/1H	110,000/1H
		小間出展社		70,000/1H	77,000/1H
	6F	G601	36	482,000	530,000
		G602	144	1,918,000	2,110,000
		G603	39	564,000	620,000
		G604	57	789,000	868,000
		G605	61	855,000	941,000
		G606	26	313,000	313,000
		G607	57	789,000	868,000
		G608	59	816,000	898,000
		G609	39	564,000	620,000
G610		144	1,918,000	2,110,000	
5F	G501	36	482,000	530,000	
	G502	144	1,918,000	2,110,000	
	G503	39	564,000	620,000	
	G504	57	789,000	868,000	
	G505	61	855,000	941,000	
	G506	26	313,000	313,000	
	G507	57	789,000	868,000	
	G508	59	816,000	898,000	
	G509	39	564,000	620,000	
	G510(共同)	144	270,000	297,000	
	4F	G401	52	700,000	770,000
G402		142	1,918,000	2,110,000	
G403		56	776,000	854,000	
G404		82	1,147,000	1,262,000	
G405		85	1,176,000	1,294,000	
G406		42	434,000	434,000	
G407		87	1,219,000	1,341,000	
G408		80	1,108,000	1,219,000	
G409(Table)		206	100,000	110,000	
G410		73	1,050,000	1,155,000	
B1F	ロビー(車)	350	750,000	825,000	
D棟	5F	D5 ホール	285	2,200,000	2,420,000
		D502	41	547,000	602,000
	D503	41	547,000	602,000	
4F	D401	49	467,000	514,000	

テーブル展示/販売ブース(Tタイプ)

テーブル台数(約17テーブル想定)

- 出展エリア: ガラス棟 4F / G409
- 小型オーディオ機器・ヘッドホン・アクセサリ・ソフト展示や販売、パーツや掘出し物展示及び販売ブースとしてのご利用ができます。(音出し制限あり。ヘッドホン試聴可)



- 料金に含まれるもの
- ・基礎電力 0.3kw テーブル1台、椅子2脚

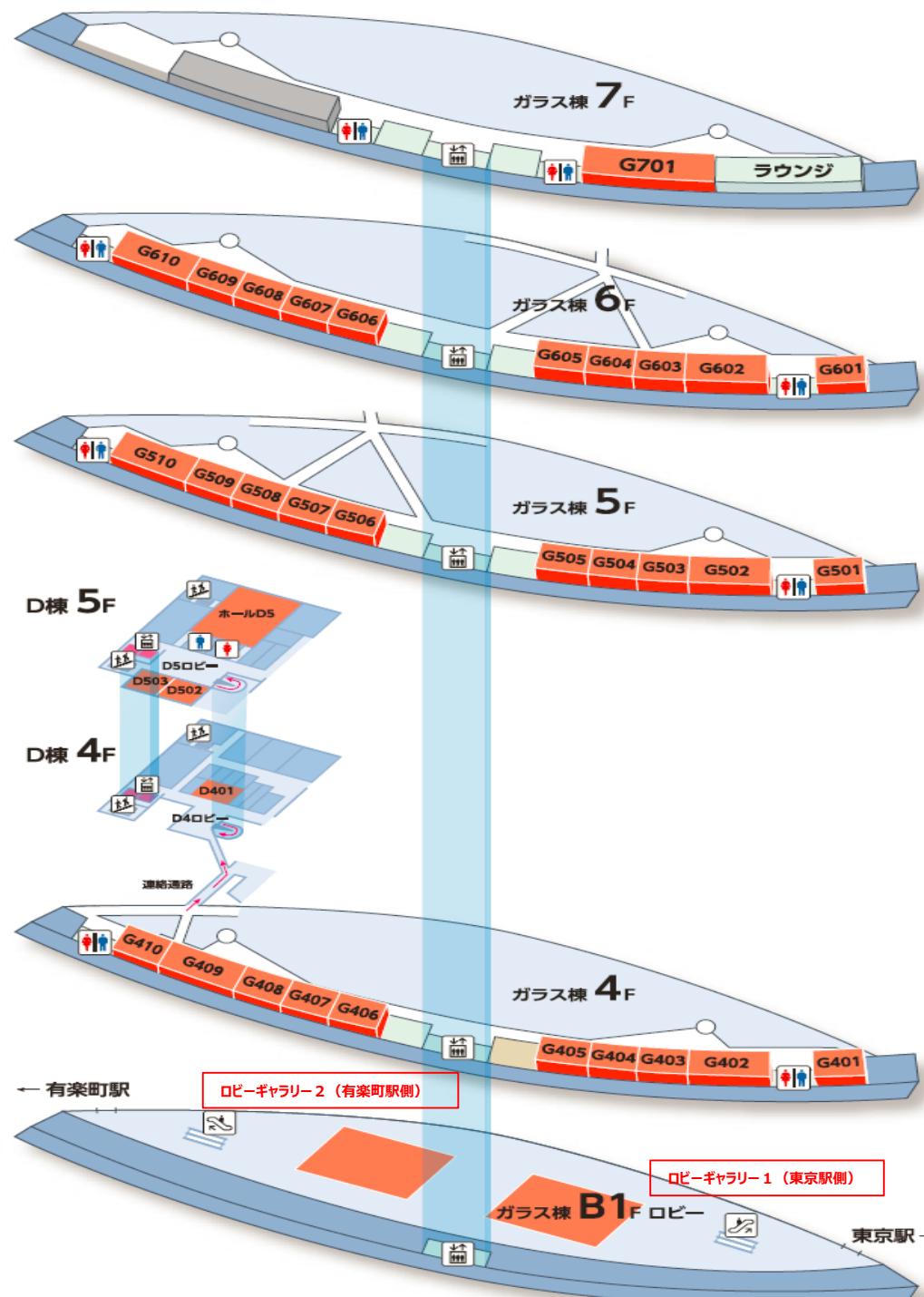
カーAV視聴・試聴エリア(Cタイプ)

車載カーAVデモカー展示 8台想定

B1F:ロビー(東京駅側)(35㎡/1台)	
法人会員	750,000
法人会員外	825,000

1. 車載カーAV機器の試聴デモはデモカー車内でのみ可能です
2. 法令や会場使用規定に反した施工・造作は出来ません。万一傷・破損あった場合の原状復帰は出展社の責任となります。万が一傷・破損あった場合の原状復帰は出展社の責任となります。
3. フロア養生は、主催者が行います
※床装飾希望の際は、事務局にご相談ください。
※出展社における施工装飾は、予め造作された造作物を持ち込み、組み立てる作業を基本として下さい。
※供給電力・備品・追加電力に関しては、後日ご案内します。
※搬入出に関しては別途ご案内します。

会場フロア構成



個別セミナーブース (S1/S2 タイプ)

収容人数:シアター形式120~130人

- 出展エリア: ガラス棟 7階 / G701
- セミナー時間単位は「45分」。前後搬入出時間「計15分」。
- 6月16日 10:30 ~ 18:30 8小間予定
- 6月17日 10:30 ~ 15:30 5小間予定

S1 一般(45分枠)	S2 他小間出展社(45分枠)
法人会員	100,000
法人会員外	110,000
法人会員	70,000
法人会員外	77,000

- 料金に含まれるもの
- ・基礎電力 1.0kw
- ・テーブル 2台/ 椅子 2脚/プレゼン用液晶プロジェクター
- ・マイク2本

- セミナー、発表会等の開催用
- 小間出展社及び非出展社は、自社の商品や技術についてセミナー開催や発表会を開催できます。開催日時等は希望を受けますが、最終決定は実行委員会での審査後に主催者が決定いたします。

- 途中変更
- セミナー開催の可否及び会場、日時等が展示会全体に重大な影響を及ぼすと実行委員会が判断の場合は変更することがあります。

- 運営・会場・諸費用
- 機材調達、講師派遣、配布資料、オペレーション、著作権料等は自社での準備手配・ご負担をお願いします。

4. 出展申込手続きと出展料金

出展申込は、「OTOTEN」開催趣旨・出展要項に同意した上、「出展申込書」に所定事項を記入のうえ、「OTOTEN」事務局宛に郵送にてお申込下さい。
主催者は、「出展申込書」を受領後、記載内容確認の上、出展可否を決済し「出展承諾書」を発行します。

(1)申込先
〒108-0074 東京都港区高輪3-4-13 レフォルマ高輪4F
一般社団法人日本オーディオ協会内「OTOTEN」事務局

(2)申込締切
2017年11月30日 消印有効
1. お申込みに際しては、小間の空き状況を事前に事務局宛てにご確認下さい。
2. 出展小間に空きがある場合、受付を継続することがあります。

(3)出展料金の請求とお支払
1. 主催者が出展申込書を受理し、記載内容確認、承諾後、出展申込社に対して、出展申込書記載のご希望の支払形態(一括払い又は2回分割払い)に則り、一般社団法人日本オーディオ協会事務局より請求書をお送りします
2. 出展申込社は指定期日迄に、指定の口座にお振込み下さい。銀行口座・振込期日などは請求時にお知らせ致します。
3. 振込み手数料は出展申込社がご負担下さい。
4. 手形、小切手による支払いは、受付出来ません。
5. 出展料金入金指定期日 第1回目(50%) 12月28日(木)
第2回目(50%) 3月29日(木)
6. 期日までに出展料費用の入金がない場合、出展できません。

(4)出展社による出展取消し
前述の出展契約条項(4)が適用されます。

(5)出展料金の範囲
出展費用のカバーする範囲は以下のとおりとします。
1. 展示・出展ブース小間使用料
(仕込み～開催～撤去搬出迄の所定時間内)
2. 会場1次電源配線等、規定された設備の使用
3. 主催者が製作するポスター、パンフレットの所定数量分
4. 出展社証、バッジ等の関係者識別証

(6)出展料金外の費用
以下の費用等は、出展料金に含まれていません。詳細は、料金含め後日、主催者よりご案内します。
1. 搬入出費用
2. 所定時間外出展小間使用料
3. 2次電気配線工事、規定超電気使用料
4. LAN回線使用料
5. 什器備品等のリース料
6. 音楽著作権使用料
7. その他

(7)小間位置の決定
1. 小間位置は主催者が最終決定します。
原則、申込順を基本に「開催趣旨、フロアテーマとの適合性」「会員企業か否か」「過去出展実績」等を考慮して決定します。
2. 主催者が運営上必要と認めた場合や重大事由が発生時は確定後でも小間位置を変更・調整させて頂くことがあります。
3. 共同出展小間やテーブル出展の小間位置は、出展準備説明会(2018年3月予定)時に、確定いたします。
4. 出展社は、決定した小間位置等について異議の申立てはできません。また、それを理由とした出展取消しはできません。

5. その他

(1)搬入出
1. 搬入出は、主催者の指定する搬入出計画に従って下さい。
詳細は後日配布する、搬入出マニュアルを参照下さい。
2. 搬入出作業は主催者の指定する運送業者に全面的に委託頂き、個々の出展社独自便での搬入出はご遠慮ください。
3. やむを得ず出展社独自で搬入出を行う場合、主催者の事前許可が必要となります。なお荷物用台車の一般用EV使用を禁止します
また一定時間内、荷物用EVの使用を禁止します。
4. 会期中の空き箱保管は、自社小間内又は別途提供する保管スペース(有料)をご利用下さい。

(2)著作権使用料
1. 音楽・映像などの著作物使用に対する事前申請
音楽・映像などの市販の著作物を会期中に自社小間内において再生・上映・演奏及び録音会やセミナー等に使用する場合は、各出展社独自で各権利者の使用許諾を取って下さい。
2. (社)日本音楽著作権協会(JASRAC)が管理する著作権については各権利者への使用許諾手続き後、別途JASRACへ使用申請も必要です。その際の使用負担費用や手続き等の詳細は、後日主催者よりご案内します。

(3)会場内の販売行為について
1. 会場内での販売行為は、協会指定イベント(ソフト・出版物販売)を除き、「事前申込をした出展社」のみが自社小間内で行えます。
2. 販売対象は、自社のオーディオ・ビジュアル製品・アクセサリ・部品・ソフト・出版物に限ります。
3. 販売上限金額は、100,000円以内/1品とします。
4. 販売出展料金として、出展料金に「20,000円」が加算されます。
5. またロビーやラウンジ等での販売行為を行った場合、会場使用規程に基づき、別途手数料が徴収されます。
6. 上記以外の販売行為等については「OTOTEN」実行委員会で別途協議して決定します。
7. 当展示会での販売に起因する、故障・トラブル・流通との齟齬等全ての案件の責任と費用は販売者が負い、上記規程内容に反する時は、出展を中止頂く事も有ります。なおその場合、出展費用は返還されません。

(4)今後の主なスケジュール

2017年11月30日(木)	出展申込締切り
2018年3月中旬	出展準備説明会：小間位置最終決定 出展社マニュアル配布・リンクバナー等配布
2018年3月中旬	記者発表会 オフィシャルホームページ稼働
2018年5月上旬	ポスター/パンフレット配布
2108年5月上旬	各種申請、申込手続き最終締切
2018年6月15日(金)	出展社 搬入・セッティング日
2018年6月16日(土)	会期
2018年6月17日(日)	会期・閉会後即日搬出、撤去

(5)主催者と実行委員会と事務局
「OTOTEN」は主催者である一般社団法人日本オーディオ協会が、運営・企画を「OTOTEN」実行委員会に委ねて開催するものであり当該実行委員会の委員は、日本オーディオ協会法人会員のメンバーで構成されます。
また「OTOTEN」事務局は、2017年10月6日～2018年3月29日の期間は一般社団法人日本オーディオ協会内に、2017年3月下旬～(株)ムラヤマ内に設置します。(土・日/準備・会期中は除く)
「OTOTEN」実行委員会と事務局は主催者である一般社団法人日本オーディオ協会の下で、「OTOTEN」会期前、会期中、会期後全ての期間において、規程や企画、運営等に携わる機関です。

「OTOTEN 2018」出展要項

1. 開催概要

●名称： 「OTOTEN」(AUDIO・VISUAL FESTIVAL 2018)
●コンセプト： コンテンツの楽しみ方を体験できるAV総合展示会
●顧客ターゲット： 既存顧客層+20歳～40歳代の音楽好き
●会期： 2018年 6月16日(土) 10:00～19:00
6月17日(日) 10:00～16:00
●会場： 「東京国際フォーラム」
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
●入場料： 無料 (WEB事前登録又は当日会場登録要)
●主催： 一般社団法人 日本オーディオ協会
●企画運営： 「OTOTEN」実行委員会

2. 出展契約条項

(1)出展対象の範囲
1. オーディオ、ビジュアルと関連するハード機器、ソフト・コンテンツ・技術及びサービス・ライフスタイルの紹介、提案など。
2. 上記に該当しない出展については、主催者が検討し決定します。
3. 出展物の展示、展示方法が法令や会場防災指針・諸規定に抵触する場合は出展できません。

(2)出展社の資格
1. 一般社団法人日本オーディオ協会 法人会員。
2. オーディオ、ビジュアル、情報などに関するハード、ソフト、およびサービス等を業務とする法人及び団体で、主催者が認めた者。
3. その他、主催者が特に認めたもの。

(3)出展申込・契約
1. 出展申込書内容を主催者が承諾した時点で、契約が成立します。
2. 小間位置詳細の最終確定は、後日になる場合もあります

(4)出展社による出展取消し
出展承諾後、出展社都合により出展を取り消される場合
主催者へ書面にて申し出なくてはなりません。
申出受理日より、下記の申込解約金を申し受けます
又指定期日までに出展料金の入金認められない時も、出展意志がないものとして、下記の申込解約金を申し受けます。

書面による取消し等の申出受理日	申込解約金
2017年11月1日(水) ～2018年1月31日(水)	出展料金の50%
2018年2月1日(木)以降	出展料金の100%

(5)主催者による出展契約の解除
主催者は、出展社が次のいずれかに該当する場合、催告なしに、出展契約を解除することができます。
その場合主催者は、既納の出展料金等は返還しませんし、それにより生じる当該出展社の損害等に関して責任を負いません。
出展契約が解除された出展社は、自らの費用で当該小間の現状を回復して、明け渡さなければなりません
1. 本展示会の開催趣旨に逸脱する恐れがあると認められた場合
2. 公序良俗に反する恐れがあると認められた場合
3. 他の出展社や来場者への迷惑行為が認められた場合
4. 会場施設、設備に損害を与える恐れがあると認められた場合
5. 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、又はその関係者であると認められた場合
6. 法令、会場防災指針・諸規定、出展要項及びその他主催者が定める規定に反した場合、または主催者の指示に従わない場合
7. 指定期日迄に出展料金が、払い込まれない場合

(6)不可抗力などによる開催短縮・中止
1. 主催者は天災事変その他不可抗力等により「展示会」の会期を短縮、若しくは中止する場合があります。
2. その場合、主催者は決定に至る迄の経費とその結果かかる経費を予測積算し、既払込みの出展料金から然るべき経費を差し引いた金額を、出展社に返却することを基本とします。
なお、本展示会 開催中(搬入・設営・準備施工期間を含む)の不可抗力による開催期間短縮・などの場合、出展料金は返却しません。
3. 主催者は、上記2以外の出展社に生じる責任は負いません。

(7)主催者の管理と免責
1. 主催者は会期及び搬入出期間中、会場全般の管理及び保全について最善の注意を払い、展示会の円滑な運営に努めます。
2. 天災事変その他不可抗力等、主催者の責めに帰しえない要因による、出展物、装飾物等に生じる損害または盗難について主催者は、前(6)の2を除き、一切責任を負いません。
3. 主催者は、会場が著しく混雑する場合、来場者・関係者等の安全を配慮して、臨時入場制限をすることがあります。

(8)出展社の管理責任
1. 出展物、展示、実演、運営、造作物、装飾物等について法令、条例、会場規定、本出展要項、出展社マニュアル等を遵守するものとします。
2. 最善の注意を払い事故防止に努めるとともに、当該出展社起因の事故においては、その責任は当該出展社が負うものとします。また事故発生の場合は必ず主催者事務局まで連絡下さい。
3. 出展社は、会期中、搬入出期間中、自らの責任と費用において出展物、装飾物等を管理するものとします。
4. 小間の入場待ちなどの列は、整理券などで必要最小限に留める工夫するとともに、来場者の導線や隣接小間の運営を妨げないよう配慮し、配列等に関して主催者の指示があった場合には、速やかに対応して下さい。
5. 出展社間で起きた紛争は、その出展社間で解決するものとし、その紛争の解決のために主催者が指示・指導した場合には、その指示に従って下さい。
6. 出展社は搬入開始から会期中、搬出完了までの全期間、自社小間内の作業や運営に必ず自社の係員を立ち合わせて下さい。
7. 会期中は主催者の運営・防災計画及び会場防災指針・諸規定に則り、事故防止のため安全確保と予防対策に協力して下さい。詳細「出展社マニュアル」(後日配布)に記載します。

(9)禁止事項
1. 主催者の承認を得ないで小間の一部あるいは全部を交換、貸与、転売、共用などをすることはできません。
(共同出展の場合はお問い合わせ下さい)
2. 展示物の販売行為、販売勧誘や類似行為は禁止します。
(主催者の承認したものは除きます)
3. 主催者の了解無しに入口、休憩所、通路などの共用の場所での個々の出展社あるいは、特定社だけの利益となる行為や、他の出展社や来場者への迷惑となる行為は禁止します。
4. 出展社が配布物を配ったり、アンケートを実施する場合は自社小間内に限ります。展示物や看板等(主催者の承認した物を除く)を小間からはみ出したり通路上に並べるとは出来ません。
5. 主催者の承認を得ないで展示品を撤去したり、展示物に白布をかけるなど来場者に不快感を与える行為や、出展を中止することは出来ません。
6. 会場にて、知的財産権を侵害する展示物(模倣品)を展示・販売することは、できません

(10)装飾施工と原状回復
1. 出展小間の装飾施工は、出展社自らの責任と費用において行うものとします。
2. 施工造作は、会場指定の展示装飾業者に限り行うことができます。
3. 法令や会場防災指針・諸規定に反した施工は出来ません。
4. 出展社の責任において、原状回復を行って下さい。
5. 出展社による原状回復がなされなかった場合、主催者は、出展社が出展物・装飾物等に関する一切の所有権を放棄したものとみなして、これを任意に処分し原状回復をすることができその場合の費用は出展社の負担となります。
6. 主催者は出展社に対し、法令や会場防災指針・諸規定、出展規程に反する施工造作、運営をした場合、作業の中止、制限、その他 必要な措置をとることがあります。その際に生じた費用は、当該出展社の負担となります。

(11)立ち入り点検
1. 主催者又はその代理人は、防災、防犯その他安全管理上の必要があるときは、出展小間内に立ち入り点検し、適宜相応の措置を取ることが出来ます
2. 出展社は、上記1の点検及び措置に協力しなければなりません。

(12)その他出展社遵守事項
出展社は、出展要項記載事項以外に、出展社マニュアル、搬入出マニュアル及び、今後主催者は通知・告知する諸規定を遵守の上、展示会の開催・運営に臨まなければなりません。